

# 飲食店等の 排水規制について

総床面積が100m<sup>2</sup>以上の飲食店等を設置したり201人槽以上の浄化槽を設置する場合は水質汚濁防止法又は千葉県環境保全条例の規制を受ける場合があります。法律や条例の規制を受ける施設を設置する場合には健康福祉センター（保健所）への飲食店営業許可とは別に地域振興事務所への届出が必要です。

また、1日当たりの平均的な排水量が、印旛沼・手賀沼流域では10m<sup>3</sup>以上、それ以外の地域では30m<sup>3</sup>以上の施設では、BOD、COD、SS、窒素、りん等について排水基準があり、排水基準を守ることが必要です。

千葉県印旛地域振興事務所  
地域環境保全課

佐倉市鏑木仲田町8-1  
TEL:043-483-1447  
FAX:043-486-7570

(H23.4作成)

# ちゅう房施設の届出対象判定フロー



別表 1 水質汚濁防止法の適用を受ける飲食店の面積規模

|                      |               |
|----------------------|---------------|
| 弁当・仕出屋、弁当製造業         | 360平方メートル以上   |
| 食堂、レストラン等            | 420平方メートル以上   |
| そば・うどん店、すし店、喫茶店、居酒屋等 | 630平方メートル以上   |
| 料亭、バー、ナイトクラブ等        | 1,500平方メートル以上 |

届出が必要な飲食店で、まだ届出ていない場合は地域振興事務所に相談を！  
届出ているか不明な場合は地域振興事務所に問い合わせを！

## 法律や条例の義務

水質汚濁防止法や千葉県環境保全条例（以下法令）には以下の義務があります。

- 1 以下のような場合、**届出**が必要になります。届出先は地域振興事務所です。届出は**2部**必要で、1部は受理後**控え**としてお返ししますので**保管**してください。  
様式は千葉県ホームページ (<http://www.pref.chiba.lg.jp/>) →オンラインサービス→各種申請・手続案内（様式ダウンロード）→出てきたページで「環境生活部」→水質保全課）からダウンロードすることもできます。
  - 法令で定められた施設（以下、特定施設）を新たに設置する場合、**設置工事着手の60日前**までに特定施設**設置の届出**が必要です。特定施設に該当するかよく分からない場合は地域振興事務所にお問い合わせください。
  - 特定施設を設置した事業場等（以下、特定事業場）で排水処理施設や排水量等を変更する場合、**変更工事着手の60日前**までに特定施設の**構造等変更の届出**が必要です。
  - 会社等の代表者、本社の場所、事業場名等が変更になった場合、**変更後30日以内**に**氏名等変更の届出**が必要です。
  - 特定施設を取り壊した等、使用を廃止した場合、**廃止後30日以内**に特定施設の**廃止の届出**が必要です。
  - 会社の合併、親の家業を継いだ等で特定施設の所有者が変わった場合、承継した者は**承継後30日以内**に特定施設の**承継の届出**が必要です。
- 2 特定事業場では次ページに掲げた**排水基準を遵守**してください。これらの基準は注意書きがない場合**最大値**ですのでそれを**超えないように管理**してください。
- 3 排水基準のかかる特定事業場の設置者は、「排水基準」に掲げた項目について、定期的に（基本は3ヶ月に1回以上）**排水の水質を測定**し、測定結果は**3年間保存**するとともに排水基準を満たしていることを確認してください。測定は専門業者に依頼してください（有料）。また、立入検査の際等に測定状況や結果について確認することがありますので**いつでも閲覧**できるようにしてください。
- 4 特定事業場には**抜き打ちで立入検査**があります。立入検査では排水の採水、事業者が行う自主測定の実施状況の確認、届出状況の確認等を行います。原則事前連絡はしませんので**いつ立入検査があってもいいように準備**をお願いします。立入検査の際に採った水が排水基準を超えている場合、**行政措置**がありますので注意してください。

排水処理を浄化槽で行う場合、浄化槽法の義務もあります。

- 1 **年1回法定検査**を受ける必要があります。これは立入検査とは異なり、管理者が(社)千葉県浄化槽検査センターに申し込み、手数料を支払わないと行われません。
- 2 **定期的に保守点検及び清掃を実施**してください。委託する場合は、保守点検は県の登録業者に、清掃は市町村の許可業者に委託しなければなりません。
- 3 以下の**報告・届出**が必要です。報告先は地域振興事務所です。また、様式は千葉県ホームページからダウンロードできます。
  - 浄化槽使用開始の日から30日以内に**浄化槽使用開始報告書**を提出します。
  - 浄化槽管理者に変更があった場合、変更の日から30日以内に**浄化槽管理者変更報告書**を提出します。
  - 浄化槽の使用を廃止したときは30日以内に**浄化槽使用廃止届出書**を提出します。
  - 単独処理浄化槽では50人槽以上、合併処理浄化槽では51人槽の場合、4半期ごとに翌月の10日までに**浄化槽維持管理報告書**を提出します。

## 排水基準を守るために必要なこと

- 洗剤は無リンのものを使う。チェーン店ではまとめて発注する機会が多いので、発注する段階から注意する。
- スクリーン等を設置しゴミを取り除く。
- 十分な大きさのオイルトラップ（グリストラップ、油水分離槽）を設置し、油分を除去する。
- 十分な大きさで窒素りんが除去できる高度処理型合併処理浄化槽など排水処理施設を設置する。
- これらの施設を適切に維持管理する。委託する場合は信頼できる業者に委託し、十分な対価を支払う。また、業者がきちんと維持管理しているか監視する。

## 主な排水基準

これ以外の排水基準が適用される場合があります（日平均排水量が500m<sup>3</sup>/日以上、501人槽以上の浄化槽を使用している場合等）。詳しくは地域振興事務所にお問い合わせください。

BOD(生物化学的酸素要求量),COD(化学的酸素要求量), SS(浮遊物質),油分の排水基準(単位:mg/L)

| BOD(生物化学的酸素要求量),COD(化学的酸素要求量), SS(浮遊物質),油分の排水基準(単位:mg/L)      |   | 平成元年(1989年)9月30日までに工事着工したもの |     |             | 平成元年(1989年)10月1日以降平成3年(1991年)9月30日までに工事着工したもの |     |             | 平成3年(1991年)10月1日以降平成11年(1999年)3月31日までに工事着工したもの |     |             | 平成11年(1999年)4月1日以降工事着工したもの |    |             |
|---|---|-----------------------------|-----|-------------|---|-----|-------------|--|-----|-------------|----------------------------|----|-------------|
|   |   | BOD<br>又は<br>COD            | SS  | 油分<br>(動植物) | BOD<br>又は<br>COD                              | SS  | 油分<br>(動植物) | BOD<br>又は<br>COD                               | SS  | 油分<br>(動植物) | BOD<br>又は<br>COD           | SS | 油分<br>(動植物) |
| 大規模ちゅう房(2ページ目別表1のもの)  | 排水量30m <sup>3</sup> /日以上500m <sup>3</sup> /日未満          | 60                          | 70  | 15          | 20  | 40  | 5           | 20   | 40  | 5           | 20                         | 40 | 5           |
|   | 印旛沼手賀沼流域で排水量10m <sup>3</sup> /日以上30m <sup>3</sup> /日未満  | 80                          | 90  | 30          | 80  | 90  | 30          | 80   | 90  | 30          | 30                         | 60 | 30          |
| 201人槽以上500人槽以下の浄化槽で処理する場合                                     | 印旛沼手賀沼流域で排水量30m <sup>3</sup> /日以上500m <sup>3</sup> /日未満 | 60                          | 110 | 15          | 10  | 20  | 5           | 10   | 20  | 5           | 10                         | 20 | 5           |
|   | 印旛沼手賀沼流域で排水量10m <sup>3</sup> /日以上30m <sup>3</sup> /日未満  | 60                          | 110 | 30          | 60  | 110 | 30          | 60   | 110 | 30          | 10                         | 20 | 30          |
|   | 東京湾流域で排水量30m <sup>3</sup> /日以上                          | 60                          | 110 | 20          | 60  | 110 | 20          | 20   | 50  | 20          | 20                         | 50 | 20          |
| 総床面積100m <sup>2</sup> 以上のちゅう房施設(水質汚濁防止法対象施設, 上記浄化槽及び下水道放流は除く) | 印旛沼手賀沼流域で排水量10m <sup>3</sup> /日以上                       | 80                          | 90  | 30          | 80  | 90  | 30          | 80   | 90  | 30          | 30                         | 60 | 30          |

窒素, リンの排水基準(単位:mg/L)

| 窒素・リンの排水基準(単位:mg/L)   |   | 平成5年(1993年)11月30日までに工事着工したもの |    | 平成5年(1993年)12月1日以降平成11年(1999年)3月31日までに工事着工したもの |    | 平成11年(1999年)4月1日以降工事着工したもの |    |
|---|---|------------------------------|----|--|----|----------------------------|----|
|   |   | 窒素                           | りん | 窒素   | りん | 窒素                         | りん |
| 大規模ちゅう房(2ページ目別表1のもの)  | 印旛沼手賀沼流域で排水量30m <sup>3</sup> /日以上500m <sup>3</sup> /日未満 | 30                           | 4  | 20   | 2  | 20                         | 2  |
|   | 印旛沼手賀沼流域で排水量10m <sup>3</sup> /日以上30m <sup>3</sup> /日未満  | 60                           | 10 | 60   | 10 | 30                         | 5  |
|   | 東京湾流域で排水量30m <sup>3</sup> /日以上                          | 50                           | 6  | 50   | 6  | 30                         | 4  |
| 201人槽以上500人槽以下の浄化槽で処理する場合                                     | 印旛沼手賀沼流域で排水量30m <sup>3</sup> /日以上                       | 70                           | 7  | 30   | 4  | 20                         | 2  |
|   | 印旛沼手賀沼流域で排水量10m <sup>3</sup> /日以上30m <sup>3</sup> /日未満  | 70                           | 7  | 70   | 7  | 30                         | 4  |
|   | 東京湾流域で排水量30m <sup>3</sup> /日以上                          | 70                           | 7  | 70   | 7  | 20                         | 2  |
| 総床面積100m <sup>2</sup> 以上のちゅう房施設(水質汚濁防止法対象施設, 上記浄化槽及び下水道放流は除く) | 印旛沼手賀沼流域で排水量10m <sup>3</sup> /日以上                       | 60                           | 10 | 60   | 10 | 30                         | 5  |

それ以外の排水基準

pH(BOD等の排水基準がかかるものうち, 放流先が河川又は湖沼であるもの): 5.8~8.6

大腸菌群数(BOD等の排水基準がかかるものうち水質汚濁防止法で届け出るもの): 最大3000個/cm<sup>3</sup>

大腸菌群数(BOD等の排水基準がかかるものうち千葉県環境保全条例で届け出るもの): 日間平均3000個/cm<sup>3</sup>